

公益財団法人トトロのふるさと基金 寄付及び会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人トトロのふるさと基金(以下「この法人」という。)定款第6条第4項及び第57条第2項の規定に基づき、この法人が受領する寄付金の取り扱い及び会員に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄付金の受領)

第2条 この法人は、法人の事業を実施するために、個人又は団体から寄付金を受領することができる。この場合において、寄付金は、次の各号に定める条件をすべて満たしているものとする。

- (1) この法人が受け取る寄付金を、定款第3条(目的)及び第4条(公益目的事業)のために使用することを、寄付者が了解していること。
 - (2) 寄付金の原資が、公序良俗に反する手段や違法行為によって取得されたものでないこと。
 - (3) 寄付金の一部又は全部を外部団体への助成に使用する場合、寄付者が特定の団体を指名して、配分を求めていること。
 - (4) その他、寄付を受けることによって、この法人の活動の公正さを損なう恐れがないもの。
- 2 この法人が公益認定を受けた日以後に受けた寄付金は、その半額以上を公益目的事業に使用しなければならない。ただし、寄付者が公益目的事業以外のために使用するべき旨を定めたものを除く。
- 3 この法人が寄付金を受領するに当たっては、別紙様式による寄付申込書の提出を寄付者から受けるものとする。ただし、30万円未満の寄付を除く。

(金銭以外の寄付)

第3条 この法人が受ける寄付には、金銭のほか金銭以外の財産を含むものとする。金銭以外の寄付の取り扱いについて必要な事項は別に定める。

(寄付金の管理)

第4条 寄付金(次条で定める基金に限る。)は、この法人が受領する他の寄付金とは口座を別にして管理し、銀行等への預金、信託会社への信託又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基金)

第5条 この法人に、「トトロの森基金」及び「クロスケの家基金」を設置する。

- 2 トトロの森基金に指定された寄付金は、この法人の定款第4条第1項第1号に定める事業のために、別に定める土地等の取得に関する規程に従って使用する。
- 3 クロスケの家基金に指定された寄付金は、この法人が所有する古民家(クロスケの家)の改修及び維持管理に必要な経費に充当する。

(公益目的事業指定寄付金)

第6条 この法人の定款第4条第1項に掲げる公益目的事業の運営に使用することを指定された寄付金は、指定正味財産の部の「公益目的事業指定寄付金」及び特定資産の「公益目的事業特定資産」に計上する。

- 2 「公益目的事業特定資産」は、当該公益目的事業に使用した場合に取り崩すこととする。
- 3 寄付者は、「公益目的事業指定寄付金」について、定款で定める目的の範囲内において、用途を任意に指定することができる。寄付者から用途の特定があるときは、特定された用途に従って使用しなければならない。

(一般寄付金)

第6条の2 第5条、第6条のいずれにも該当しない寄付金は、一般正味財産の部の「一般寄付金」及び特定資産の「トトロの森基金」に計上する。

- 2 「一般寄付金」は、定款第4条第1項第1号に掲げる土地等の取得のために使用し、別に定める「土地等の取得に関する規程」に従って取り崩すこととする。

(会費)

第7条 定款第 57 条に定める会員から受け取る会費は、寄付金として取り扱う。

(会員の種類)

第8条 この法人の会員の種類は、次の通りとする。

- (1) 正会員(一般) この法人の目的に賛同して所定の会費を前納した個人
 - (2) 正会員(高校生以下) この法人の目的に賛同して所定の会費を前納した高校生以下の個人
 - (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために所定の会費を前納した個人
 - (4) 家族会員 正会員又は賛助会員と同一住所内で生活を共にしている家族のうち所定の会費を前納した個人
 - (5) 法人会員 この法人の目的に賛同して所定の会費を前納した法人
- 2 法人格を有しない団体は、正会員に準じて取り扱う。

(入会及び退会)

第9条 入会を希望する者は、会費を添えて申し込むものとする。

2 会費は、会員種別に応じ、次の通りとする。

- (1) 正会員(一般) 一口 年 3,000 円
- (2) 正会員(高校生以下) 一口 年 2,000 円
- (3) 賛助会員 一口 年 10,000 円
- (4) 家族会員 一人につき 年 500 円
- (5) 法人会員 一口 年 50,000 円

3 会費未納者は、退会したものとみなす。

4 納入された会費は、いかなる場合においても返還しない。

(会員の特典)

第 10 条 会員は、次の特典を得ることができる。

- (1) 会員証及び会報の配布を受ける。ただし、家族会員は会員証のみとする。
- (2) この法人が主催する行事への優待参加

(個人情報の保護)

第 11 条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報管理規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第 12 条 この規程は、理事会の決議により改廃する。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人トロのふるさと基金の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、1998 年 5 月 17 日施行の会員規約は廃止する。

附 則

この規程は、2012 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2017 年 7 月 1 日から施行する。

FAXでのお申込み番号 04-2947-6057

寄付申込書

公益財団法人トトロのふるさと基金
理事長 ○○○○ 様

金 額 金 円

上記金額の寄付を申し込みます。

年 月 日

寄付者 住 所 〒

氏 名 印

(法人様の場合は、法人名及び代表者名をご記入下さい。)

連絡先 部署名

ご担当者氏名

TEL

E-Mail :

寄付の用途について

ご希望の用途に○を付けてください。(用途の詳しい内容は、裏面の説明をご覧ください。)

- ① トトロの森基金
- ② クロスケの家基金
- ③ 公益目的事業指定寄付金

特定の用途指定がある場合は、下記にご記入をお願いします。

()

寄付予定日 年 月 日

払込方法

以下の方法をお選び下さい。

- ・銀行振込 (振込口座を記載した寄付申込受付書をお送り致します。)
- ・郵便振替口座 (寄付申込受付書と共に払込書をお送り致します。)

公益財団法人トトロのふるさと基金

〒359-1164

埼玉県所沢市三ヶ島三丁目 1169-1

TEL 04-2947-6047 FAX 04-2947-6057

寄付金の使途について

① トトロの森基金

狭山丘陵及びその周辺地域において、自然環境及び歴史的景観の保存及び活用のための土地又は文化財を取得する事業のために、使用します。

② クロスケの家基金

当法人が所有する古民家（クロスケの家）の改修及び維持管理に必要な経費に充当するために、使用します。

③ 公益目的事業指定寄付金

①②の基金以外の寄付金で、当法人の公益目的事業（里山管理事業や普及啓発事業、調査事業、環境教育事業など）の運営に充てるために、使用します。

なお、上記①②③いずれにも○が付けられていない寄付金は、トトロの森基金への寄付金として使用させていただきます。